

学校感染症による「出席停止」と罹患届について

下記疾患については、「学校において予防すべき感染症（学校感染症）」とされており、出席停止になります。

医師の診断を受けて指示に従ってください。

- ☆印の感染症は「登校許可証」という書類が必要ですので、学校までご連絡ください。
- ☆印のない感染症は下の「学校感染症罹患届」に保護者が記入・捺印し、登校した際に学級担任までご提出ください。ホームページからも印刷可能です。

学校感染症と出席停止の期間		
種別	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性肺白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、指定感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	☆百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	☆麻疹（はしか）	解熱したあと3日を経過するまで
	☆流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	☆風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	☆水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	☆咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	☆結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	☆髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで（発症後10日はマスク着用を推奨）
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、☆流行性角結膜炎（はやり目）、☆急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他感染症 例：☆溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、感染性胃腸炎、伝染性紅斑（リンゴ病）、マイコプラズマ感染症など	条件により出席停止となる感染症であり、学校長が学校医の意見を聞き、学校伝染病としての扱いをすることがある

学校感染症罹患届（病名： _____ ）

町田市立南大谷中学校長様

医師より登校許可が出ましたので登校させます。

- ①学校感染症で休んでいた期間 月 日（ ）～ 月 日（ ）
- ②医師から登校許可が出た日 月 日（ ）から登校
- ③受診した医療機関名 _____

令和 年 月 日

年 組 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____